

毎週火、金曜日発行
（毎週土曜日を除く）に当るとき（昭和32年4月15日第3回郵便物認可）

鳥取県公報

昭和三十二年九月十日

鳥取県知事 遠藤茂

鳥取県規則第三十八号

性病予防法施行細則

性病予防法施行細則（昭和二十四年五月鳥取県規則第三十六号）の全部を改正する。

（患者に関する届出）

第一条 性病予防法（昭和二十三年法律第百六十七号）

以下「法」という。第六条の規定による患者に関する届出は、第一号様式による性病患者届出票により行わなければならない。

（治療証明）

第二条 法第七条第一項、法第十条、及び法第十四条第一項に規定する医師の治療を受けている旨の証明書の

様式は第一号様式のとおりとする。

（転帰等届出）

第三条 法第七条第一項の規定による、患者が治ゆし若しくは死亡し又は居住の場所を変更したとき、その他性病予防法施行細則をここに公布する。

指示に従わず、又は治療を受けないときの届出は、第三号様式による性病患者転帰等届により行わなければならない。

(健康診断受診命令)

- 第四条 知事は法第十一条又は法第十二条の規定により医師の健康診断を受くべきことを命するときは、健康診断を行う医師を指定して第四号様式による健康診断受診命令書を交付するものとする。
- 2 知事は前項の規定により健康診断受診命令書を交付したときはその写をすみやかに健康診断を行う医師に送付するものとする。
- 3 法第十二条の規定により当該医師に健康診断させようとするときは第一項の規定を準用する。

(治療措置報告)

- 第五条 知事は法第十四条第一項の規定により、患者が治療に関し現に講じている措置について報告を求めるときは第五号様式による治療措置報告要求書に依るるものとする。

2 法第十四条第二項に規定する報告書の様式は第六号

様式のとおりとする。

(治療命令)

- 第六条 知事は法第十五条第一項の規定により医師の治療を受け、又は受けさせるべきことを命するときは治療を行う医師を指定して第七号様式による治療命令書を交付するものとする。

- 2 知事は前項の規定による治療命令書を交付したときは、その写をすみやかに治療を行う医師に送付するものとする。

(入院命令)

- 第七条 知事は法第十五条第二項の規定により入院しあしくは入所し又は入院させ若しくは入所させることを命するときは病院又は診療所を指定して第八号様式による入院(入所)命令書を交付するものとする。
- 2 知事は前項の規定による入院(入所)命令書を交付したときはその写をすみやかに入院又は入所する病院又は診療所に送付するものとする。

(診療費等の負担減免)

- 第八条 法第十五条第三項又は法第二十一条第一項に依る申請書の規定により診療費等の負担(減免)の措置を受けようとする者は第九号様式による診療費等負担(減免)申請書を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による申請書には次の書類のいづれか一つを添附しなければならない。ただし特別の事情あるときはこの限りでない。

- 一 市町村長又は社会福祉事務所長の世帯の収入を証するもの
- 二 給与所得支払者の給与支払証明書
- 三 市町村長又は社会福祉事務所長若しくは民生委員の生活保護法の規定による生活保護を受けている旨の証明書
- 四 その他診療費等を負担することができない事實を証明するもの

- 3 知事は法第十五条第三項の規定により費用の全部又は一部を代つて負担する措置をするとき、及び法第二

- 十一条第一項ただし書の規定により費用の減免を決定したときは第十号様式による診療費等負担(減免)承認書を申請者に交付する。

- 4 知事は診療費等の負担(減免)の処理について別に定める場合を限り保健所長に委任することができる。

第九条 この規則の施行に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 性病予防法施行細則取扱手続(昭和二十四年五月鳥取県訓令甲第七号)は廃止する。

00262

5 昭和32年9月10日 火曜日 鳥取県公報 第2852号

00261

昭和32年9月10日 火曜日 鳥取県公報 第2852号 4

(第三号様式)
居住の場所

性病患者転帰等届

医師 名 印	住所 年 月 日	氏 名 (性別)	職業	居住の場所 年 月 日	治療證明書	第一号様式

右は当院(所)において右疾患につき現に治療中であることを証明する。

右のとおり性病予防法第七条第一項の規定により届出いたします。

一 居住の場所の変更
変更期日 年 月 日
新居住の場所

一 転 帰 年 月 日
他の医師の治療を受けている旨の證明書を提出しないで治療を受けない

一 職業
診 断 年 月 日
医師の指示に従わない

一 死治ゆ
治療中止(理由)

(第二号様式)

(第一号様式)

性病患者届出票

(この届出票は患者診断後記入の上直ちに患者の居住の場所を管轄する保健所に提出すること)

患者氏名 患者の居住の場所 番地

性別 1男 2女 生年月日 昭和 年 月 日 職業

感染日 昭和 年 月 日 発病日 昭和 年 月 日

初診日 昭和 年 月 日 診断日 昭和 年 月 日

現疾患に対する 市区(病院診)

以前の治療 1有 2無 昭和 年 月 治療場所 町村(療所名)

梅毒 りん病 (診断区分は
状況による)

1 初期 7 急性

2 第二期 8 慢性

3 早期潜伏(感染後4年未満) 9 軟性下かん

4 後期潜伏(感染後4年以上) 10 そけいりんば肉芽しゅ症

5 晩期(型を記載すること) 6 先天性

1 臨床所見のみによるもの 2 下記検査併用によるもの

検査成績 補体結合反応 1陽性 2陰性 塗抹標本検査 7陽性 8陰性

その他の血清反応 3陽性 4陰性 培養検査 9陽性 10陰性

暗視野検査 5陽性 6陰性 その他の検査 11陽性 12陰性

患者発見状況 1自発的来訪 2他の病院診療所より紹介 3接触者調査

4警察より送致 法第11.12条による健康診断 5(警察より送致を除く) 6その他

感染源 1売淫行為者又はその相手 2友人 3配偶者 4その他 5不明

感染源氏名 住所 職業

感染後の 接触者氏名 住所 職業

病院診療所 1国立 2地方公共団体立 3法人立 (医療法人立、会社附属を除く) 4その他

性病予防法第16条による施設 (1病院 2診療所)

性病予防法第16条によらない施設 (3病院 4診療所)

病院診療所所在地 番地

届出医師氏名 印 届出日 昭和 年 月 日

注意 1 不動文字の頭にアラビヤ数字のある場合は、該当する数字を円で囲むこと。

2 診断及び検査成績については、該当するものすべてを円で囲むこと。

00264

(注意) 患者の居住の場所を管轄する保健所長経由のこと。
(第四号様式)

命令第 号

健康診断受診命令書

居住の場所

職業

氏名(性別)

年月日生(才)

性病予防法第 条の規定により健康診断を受くべきことを命ずる。

健康診断を受くべき場所

同一

医師

鳥取県知事 氏名印

年月日時

(注意) この命令を受けた者の心得

一 この命令に違反したり、健康診断を拒んだり、妨げたり又は忌避したら法第三十二条の規定により三千円以下

下の罰金に処せられる。
一 この命令に不服のある者は法第二十四条の規定により行政庁に訴願することができる。

一 この命令を受け又は健康診断を実施されようとした場合にこの処分が違法であると主張する者は、法第二十五条の規定により裁判所にこの処分の取消の訴を提起することができる。

一 右の訴提起した者はその判決が確定するまで健康診断を受けなくてもよい。

(第五号様式) 治療措置報告要求書

居住の場所

氏名(性別)

年月日生

性病予防法第十四条第一項の規定により右の者が現に講じている性病治療措置について 年月日までに報告することを要求する

年月日

鳥取県知事 氏名印
(患者又はその保護者)
殿

一 現に講じている措置(自宅治療、通院、入院の別その他状況)
年月日付報告の要求のありました治療措置

は右のとおりであります

年月日

報告者

居住の場所

(患者又はその保護者)
氏名印

鳥取県知事 氏名印
(第六号様式)
年月日生

(注意) この要求を受けた者の心得

一 この要求を受けた者は指定日までに所定の報告書(医師の証明書付)を提出しなければならない。

一 この報告をしなかつた者は法第三十二条の規定により三千円以下の罰金に処せられる。

一 この報告の要求に不服のある者は法第二十四条の規定により行政庁に訴願することができる。

(第七号様式)

居住の場所 治療措置報告書

職業

氏名(性別)

年月日生

(注意) 現に医師の治療を受けている者は医師の証明書を添附しなければならない。

(第七号様式)

居住の場所 治療命令書

職業

名

年月日生

00268

第二項の規定により、本高土地改良区の定款変更について昭和三十二年九月三日認可した。

昭和三十二年九月十日

鳥取県知事 遠 藤 茂

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条
第二項の規定により、羽合土地改良区の定款変更について昭和三十二年九月三日認可した。

昭和三十二年九月十日

鳥取県知事 遠 藤 茂

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条
第二項の規定により、江北土地改良区の定款変更について昭和三十二年九月三日認可した。

昭和三十二年九月十日

鳥取県知事 遠 藤 茂

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条
第二項の規定により、江北土地改良区から新たに行おうとする土地改良事業（暗渠排水）計画につき詳細な審査を行つた結果当該申請を適当と決定したよつて次のように

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八
条第一項の規定により、江北土地改良区から新たに行おうとする土地改良事業（暗渠排水）計画につき詳細な審査を行つた結果当該申請を適当と決定したよつて次のように

鳥取県告示第四百三十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八
条第一項の規定により、江北土地改良区から新たに行おうとする土地改良事業（暗渠排水）計画につき詳細な審査を行つた結果当該申請を適当と決定したよつて次のように

一 負担（減免）の種別
性病予防法第条第項の規定による診療（入院、入所）費の負担（減免）

一 負担（減免）の率
金額

四分の三

四分の二

四分の一

一 診療（入院、入所）場所

一 同（予定） 期間 年月日 年月日

一 負担（減免）開始期日 年月日

（注意）
この承認書は診療（入院、入所）予定期間終了するまで保管しなければならない。

告 示

鳥取県告示第四百三十五号
土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条
第二項の規定により、池田土地改良区の定款変更について昭和三十二年九月三日認可した。
昭和三十二年九月十日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第四百三十六号
土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条
第二項の規定により、江北土地改良区の定款変更について昭和三十二年九月三日認可した。
昭和三十二年九月十日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第四百三十七号
土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条
第二項の規定により、江北土地改良区から新たに行おうとする土地改良事業（暗渠排水）計画につき詳細な審査を行つた結果当該申請を適当と決定したよつて次のように

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条
第二第一項の規定により、東伯郡赤崎町から町の行う土地改良事業の認可の申請があつたので、当該土地改良事業（かんがい排水及び農道）計画につき詳細な審査を行つた結果当該申請を適当と決定したよつて次のように

鳥取県告示第四百四十号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条
第二第一項の規定により、東伯郡赤崎町から町の行う土地改良事業の認可の申請があつたので、当該土地改良事業（かんがい排水及び農道）計画につき詳細な審査を行つた結果当該申請を適当と決定したよつて次のように

理事長	金川俊道	稻光井手土地改良区
理事	尾崎清	"
	岡田伸樹	中高
	綾本喬薰	莊田
	山内勝次	妻木
	富田啓次郎	上万
	福見正義	"
	金川貞夫	稻光
	大塚英雄	神原
	金田稔	中高
	片山靜雄	清原
	小原操	唐王
杉谷完一	"	平

たので、当該土地改良事業（農道）計画及び定款につき詳細な審査を行つた結果当該申請を適當と決定した。よつて次のように縦覧に供する。

昭和三十二年九月十日

鳥取県知事 遠 藤 茂

縦覧に供すべき書類の名称

〔一〕 土地改良事業計画書の写

〔二〕 定款の写

一 縦覧の期間

昭和三十二年九月十一日から同年九月三十日まで

一 縦覧の場所 東伯郡東伯町役場

四 異議の申立

利害関係人において、公告にかかる決定に対しして異議があるときは、縦覧期間満了後十日までに書面をもつて知事に申し立てること。

昭和三十二年九月十日
鳥取県知事 遠 藤 茂

二 縦覽の期間
昭和三十二年九月十一日から同年九月三十日まで

三 縦覽の場所 東伯郡赤崎町役場

四 異議の申立

利害関係人において公告にかかる決定に対し異議があるときは、縦覽期間満了後十日までに書面をもつて知事に申し立てること。

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十八条
第十項の規定により、土地改良区から次のように役員が退任及び就任した旨届出があつた。

鳥取県告示第四百四十一号

就任した役員の氏名及びその住所	天神野土地改良区	退任した役員の氏名及びその住所
監事	日野 義正	東伯郡関金町大字泰久寺
理事	池田 広義	西伯郡大山町大字平
"	山根 清	中高
稻光井手土地改良区	倉吉市越殿町	
理 事	金 田 広 芳	清 原
"	河 本 鶴 吉	
"	山 根 事	"
水野保次郎		
福見 正 悅		
"		
稻 光		
上 方		

鳥取県告示第四百四十一号

00271

14

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第七条第一項の規定により、西伯郡大山町平池田広義ほか十四人の者から、平土地改良区設立の認可申請があつたので、当該土地改良事業（かんがい排水）計画及び定款につき詳細な審査を行つた結果当該申請を適当と決定した。よつて次のように縦覧に供する。

昭和三十二年九月十日

鳥取県知事 遠 藤 茂

茂

鳥取県教育委員会規則第八号

鳥取県立学校管理規則をここに公布する。

昭和三十二年九月十日

鳥取県教育委員会委員長 米 原 機

教育委員会規則

事に申し立てること。

昭和三十二年九月十日より縦覧に供する。

昭和三十二年九月十日

鳥取県立学校管理規則

第一章 総 則
(この規則の目的)

第一条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第三十三条の規定により、他の法律に別に定めのあるもの以外、鳥取県立高等学校（以下「高等学校」という。）及び鳥取県立盲学校、鳥取県立ろう学校（以下「盲ろう学校」という。）の管理運営に関する基本的事項を定め、もつて民主的且つ適正な学校運営をはかることを目的とする。

第二条 この規則で、「学校」とは高等学校及び盲ろう学校をいう。

第三条 学校の名称、位置、課程、学科、生徒定員及び修業年限は、鳥取県立高等学校学則（昭和三十一年七月鳥取県教育委員会規則第十一号）及び鳥取県立盲学校、ろう学校学則（昭和三十一年七月鳥取県教育委員会規則第十二号）の定めるところによる。

（通学区域）

第四条 高等学校の通学区域は、鳥取県立高等学校通学区域に關する規則（昭和三十年一月鳥取県教育委員会規則第一号）の定めるところによる。

（学期）

第五条 学年を次の三学期に分ける。

第一章 学期 四月一日から七月三十一日まで

第二章 学期及び休業日

（学期）

第六条 休業日は次のとおりとする。

（休業日）

第一 学期 八月一日から十二月三十一日まで

第二 学期 一月一日から三月三十一日まで

第三 学期 四月一日から六月三十一日まで

（休業日）

第七条 休業日は次のとおりとする。

（休業日）

第一 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する日

第二 日曜日

第三 学年末休業日 四月一日から四月四日まで

第四 夏季休業日 七月二十一日から八月三十一日まで

第五 冬季休業日 十二月二十六日から翌年一月八日まで

第六 学年末休業日 三月二十五日から三月三十一日まで

第七 農繁期休業日 年間十四日以内

第八 臨時休業日

第九 桜花祭休業日

第十 地方公務休業日

第十一 地方公務休業日

第十二 地方公務休業日

第十三 地方公務休業日

第十四 地方公務休業日

第十五 地方公務休業日

第十六 地方公務休業日

第十七 地方公務休業日

第十八 地方公務休業日

第十九 地方公務休業日

第二十 地方公務休業日

第二十一 地方公務休業日

第二十二 地方公務休業日

第二十三 地方公務休業日

第二十四 地方公務休業日

第二十五 地方公務休業日

第二十六 地方公務休業日

第二十七 地方公務休業日

第二十八 地方公務休業日

第二十九 地方公務休業日

第三十 地方公務休業日

第三十一 地方公務休業日

第三十二 地方公務休業日

第三十三 地方公務休業日

第三十四 地方公務休業日

第三十五 地方公務休業日

第三十六 地方公務休業日

第三十七 地方公務休業日

第三十八 地方公務休業日

第三十九 地方公務休業日

第四十 地方公務休業日

第四十一 地方公務休業日

第四十二 地方公務休業日

第四十三 地方公務休業日

第四十四 地方公務休業日

第四十五 地方公務休業日

第四十六 地方公務休業日

第四十七 地方公務休業日

第四十八 地方公務休業日

第四十九 地方公務休業日

第五十 地方公務休業日

第五十一 地方公務休業日

第五十二 地方公務休業日

第五十三 地方公務休業日

第五十四 地方公務休業日

第五十五 地方公務休業日

第五十六 地方公務休業日

第五十七 地方公務休業日

第五十八 地方公務休業日

第五十九 地方公務休業日

第六十 地方公務休業日

第六十一 地方公務休業日

第六十二 地方公務休業日

第六十三 地方公務休業日

第六十四 地方公務休業日

第六十五 地方公務休業日

第六十六 地方公務休業日

第六十七 地方公務休業日

第六十八 地方公務休業日

第六十九 地方公務休業日

第七十 地方公務休業日

第七十一 地方公務休業日

第七十二 地方公務休業日

第七十三 地方公務休業日

第七十四 地方公務休業日

第七十五 地方公務休業日

第七十六 地方公務休業日

第七十七 地方公務休業日

第七十八 地方公務休業日

第七十九 地方公務休業日

第八十 地方公務休業日

第八十一 地方公務休業日

第八十二 地方公務休業日

第八十三 地方公務休業日

第八十四 地方公務休業日

第八十五 地方公務休業日

第八十六 地方公務休業日

第八十七 地方公務休業日

第八十八 地方公務休業日

第八十九 地方公務休業日

第九十 地方公務休業日

第九十一 地方公務休業日

第九十二 地方公務休業日

第九十三 地方公務休業日

第九十四 地方公務休業日

第九十五 地方公務休業日

第九十六 地方公務休業日

第九十七 地方公務休業日

第九十八 地方公務休業日

第九十九 地方公務休業日

第一百 地方公務休業日

第一百一十一 地方公務休業日

第一百一十二 地方公務休業日

第一百一十三 地方公務休業日

第一百一十四 地方公務休業日

第一百一十五 地方公務休業日

第一百一十六 地方公務休業日

第一百一十七 地方公務休業日

第一百一十八 地方公務休業日

第一百一十九 地方公務休業日

第一百二十 地方公務休業日

第一百二十一 地方公務休業日

第一百二十二 地方公務休業日

第一百二十三 地方公務休業日

第一百二十四 地方公務休業日

第一百二十五 地方公務休業日

第一百二十六 地方公務休業日

第一百二十七 地方公務休業日

第一百二十八 地方公務休業日

第一百二十九 地方公務休業日

第一百三十 地方公務休業日

第一百三十一 地方公務休業日

第一百三十二 地方公務休業日

第一百三十三 地方公務休業日

第一百三十四 地方公務休業日

第一百三十五 地方公務休業日

第一百三十六 地方公務休業日

第一百三十七 地方公務休業日

第一百三十八 地方公務休業日

第一百三十九 地方公務休業日

第一百四十 地方公務休業日

第一百四十一 地方公務休業日

第一百四十二 地方公務休業日

第一百四十三 地方公務休業日

第一百四十四 地方公務休業日

第一百四十五 地方公務休業日

第一百四十六 地方公務休業日

第一百四十七 地方公務休業日

第一百四十八 地方公務休業日

第一百四十九 地方公務休業日

第一百五十 地方公務休業日

第一百五十一 地方公務休業日

第一百五十二 地方公務休業日

第一百五十三 地方公務休業日

第一百五十四 地方公務休業日

第一百五十五 地方公務休業日

第一百五十六 地方公務休業日

第一百五十七 地方公務休業日

第一百五十八 地方公務休業日

第一百五十九 地方公務休業日

第一百六十 地方公務休業日

第一百六十一 地方公務休業日

第一百六十二 地方公務休業日

第一百六十三 地方公務休業日

第一百六十四 地方公務休業日

第一百六十五 地方公務休業日

第一百六十六 地方公務休業日

第一百六十七 地方公務休業日

第一百六十八 地方公務休業日

第一百六十九 地方公務休業日

第一百七十 地方公務休業日

第一百七十一 地方公務休業日

第一百七十二 地方公務休業日

第一百七十三 地方公務休業日

第一百七十四 地方公務休業日

第一百七十五 地方公務休業日

第一百七十六 地方公務休業日

第一百七十七 地方公務休業日

第一百七十八 地方公務休業日

第一百七十九 地方公務休業日

第一百八十 地方公務休業日

第一百八十一 地方公務休業日

第一百八十二 地方公務休業日

第一百八十三 地方公務休業日

第一百八十四 地方公務休業日

第一百八十五 地方公務休業日

第一百八十六 地方公務休業日

第一百八十七 地方公務休業日

第一百八十八 地方公務休業日

第一百八十九 地方公務休業日

第一百九十 地方公務休業日

第一百九十一 地方公務休業日

第一百九十二 地方公務休業日

第一百九十三 地方公務休業日

第一百九十四 地方公務休業日

第一百九十五 地方公務休業日

第一百九十六 地方公務休業日

第一百九十七 地方公務休業日

第一百九十八 地方公務休業日

第一百九十九 地方公務休業日

第二百 地方公務休業日

第二百一十一 地方公務休業日

第二百一十二 地方公務休業日

第二百一十三 地方公務休業日

第二百一十四 地方公務休業日

第二百一十五 地方公務休業日

第二百一十六 地方公務休業日

第二百一十七 地方公務休業日

第二百一十八 地方公務休業日

第二百一十九 地方公務休業日

第二百二十 地方公務休業日

第二百二十一 地方公務休業日

第二百二十二 地方公務休業日

第二百二十三 地方公務休業日

第二百二十四 地方公務休業日

第二百二十五 地方公務休業日

第二百二十六 地方公務休業日

第二百二十七 地方公務休業日

第二百二十八 地方公務休業日

<p

)の承認を受けてその時期を変更しましたはその日数を通算した範囲内でこれを増減することができる。

3 校長は、第一項第七号の休業日については、教育委員会の承認を受けて定めるものとする。但し定期制の課程にあつては、その期間をこえることができる。

4 校長は、第一項第八号の休業日については、教育委員会の承認を受けて定めることができる。

(振替授業)

第七条 校長は、教育上必要がありかつやむを得ない事由があると認める場合には、教育委員会の承認を受け、休業日に授業し、授業日に休業することができる。

(臨時休業)

第八条 非常災害、その他急迫の事情があるときは、校長は臨時に休業することができる。

2 前項の場合、校長はすみやかに教育委員会に報告しなければならない。

(教育課程、特別教育活動等)

(教育課程)

第四章 教科書及び教材の取扱

(教科書)

第十三条 学校は文部大臣の検定を経た教科用図書又は文部大臣において著作権を有する教科用図書(以下「教科書」という。)のうちから教育委員会が採択したものを使用しなければならない。

(教科書以外の教材)

第十四条 学校は、教育活動の一環として使用する教科書以外の図書及びその他の材料(以下「教材」という。)で、教育上有益適切と認めたものはこれを使用することができる。

(教材の承認)

第十五条 学校が教科書の発行されていない教科又は科目の主たる教材として使用する教科用図書(以下「準教科書」という。)を使用する場合には、校長は教材の実物一部をそえて使用二ヶ月前までに教育委員会の承認を受けなければならない。

(教材の届出)

第九条 学校の教育課程は、学習指導要領の基準によつて校長が編成する。

2 校長は、翌年度において実施しようとする教育課程について毎年三月末までに教育委員会の承認を受けなければならぬ。

(特別教育活動)

第十一条 校長は、毎年度当初その年度における生徒会、クラブ、ホームルーム等の活動の大綱を教育委員会に報告しなければならない。

(校外実習)

第十二条 学校が、漁撈実習、遠洋航海及び長期にわたる校外実習等を実施しようとする場合には、校長は十日前までに教育委員会の承認を受けなければならない。

(修学旅行等)

第十二条 学校が修学旅行、又は宿泊を伴う水泳、登山等の校外行事を実施しようとする場合には、校長は十日前までに教育委員会の承認を受けなければならない。

2 前項の校外行事の実施基準は別に定める。

第十六条 学校が学年又は学級全員もしくは特定の集団全員の教材として計画的、継続的に次のものを使用する場合には校長は、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。

一 教科書又は準教科書とあわせて使用する副読本、問題集、解説書その他の参考書

二 学習の過程並びに休業中に使用する各種の学習帳

(第五章 学習の評価、単位の認定)

第十七条 児童及び生徒の学習成績の評価に關しては、学習指導要領にもとづいて学校が定める。

(単位の認定)

第十八条 単位の認定は、生徒の出席時間数および学習成績をもととして学校が行う。

前項の出席時間数は、出席しなければならない時間数の五分の四以上を満たさなければならない。
但し、特にやむを得ない事由があると認める場合はこの限りでない。

佐する。

3 分校主任は、当該学校の定時制課程に属する教諭の中から校長の意見をきいて教育委員会がこれを命ずる。但し、主事をもつてこれに充てることができる。

(職業指導主任)

第三十二条 学校に職業指導主任をおく。

2 職業指導主任は、校長の監督を受け生徒の職業指導をつかさどる。

3 職業指導主任は当該学校の教諭の中から校長の意見をきいて教育委員会がこれを命する。

(実習主任)

第三十三条 特別会計を設置する高等学校に実習主任をおく。

2 実習主任は校長の監督を受け実習計画の立案並びに生産実習の指導管理にある。

3 実習主任は、当該学校教諭の中から校長の意見をきいて教育委員会がこれを命する。

(事務長)

2 但し次の各号の一に該当する場合には、校長はあら

第三十四条 学校に事務長をおく。

2 事務長は、校長の監督を受け事務を総轄する。

3 事務長は、事務職員の中から校長の意見をきいて教育委員会がこれを命する。

(校務の分掌等)

第三十五条 校長は、毎学年度当初当該年度における職員の校務分掌及び学級担任並びに教科担任を定めなければならない。

2 事務長は、校長の一週間における勤務時間の割振については、個々の職員の研究、授業、指導等の特殊性に応じて校長が定めるものとする。

(勤務時間の割振)

第三十六条 職員の一週間ににおける勤務時間の割振に付いては、個々の職員の研究、授業、指導等の特殊性に応じて校長が定めるものとする。

(職務に専念する義務の免除)

第三十七条 職員の職務に専念する義務の免除は校長がこれを承認するものとする。

(職務に専念する義務の免除)

第三十八条 職員の職務に専念する義務の免除は校長がこれを承認するものとする。

第四十条 この規則において教育財産とは鳥取県県有財産及び官造物に關する条例（昭和二十九年四月鳥取県条例第十号）第二条第一項に規定するもののうち、学校教育の用に供する財産をいう。

2 この規則において物品とは、教育財産以外のもので学校教育の用に供する設備及び備品等をいう。

(教育財産等の管理)

第四十一条 校長は当該学校の教育財産及び物品を管理し、その整備保全に努めるものとする。

2 職員は、校長の定めるところにより教育財産及び物品の維持保全に當る。

(整備計画等の届出)

第四十二条 校長は、教育財産を整備改善しようとするときは、あらかじめその計画書を教育委員会に提出し、その指示を受けなければならぬ。

(台帳の整備及び現状の報告)

第四十三条 校長は、当該学校の教育財産及び物品につき、別に定める財産台帳副本及び帳簿並びに鳥取県会

第三十九条 職員の服務に關しては前二条に定めるもの外別に定める。

(服務規程)

2 校長及び職員の県外出張が三日以上にわたるときは、校長はあらかじめ教育委員会の承認を受けなければならぬ。

(職員の出張)

第三十八条 職員の出張は、校長がこれを命するものとする。

2 校長及び職員の県外出張が三日以上にわたるときは、校長はあらかじめ教育委員会の承認を受けなければならぬ。

(教育財産及び物品の管理)

第八章 教育財産及び物品の管理

整備し、常にその現有状況を把握しておかなければならぬ。

2 校長は、教育財産につき毎年度五月一日現在における現有状況を、当該年度の五月末日までに教育委員会に報告しなければならない。

（損害報告）

第四十四条 校長は教育財産及び物品等の全部又は一部が滅失、又はき損したときは、次に掲げる事項について速かに、教育委員会に報告しなければならない。

一 事故発生の日時及び発見の動機

二 滅失又はき損の原因

三 被害の数量及びその程度

四 被害の見積価格及び復旧見込額

五 き損した財産についての保全又は復旧のためにとつた応急処置

六 その他参考事項

第四十五条 校長は、教育上支障がないと認めるときに限り、その所管にかかる教育財産及び物品等を社会教育その他公共のために利用させることができる。

但し次に掲げる場合は教育委員会の指示を受けなければならない。

一 四日以上の長期にわたり利用させること。

二 異例の利用に供するとき。

（学校の防火）

第四十六条 校長は、学校の防火に関する計画を作成し、教育委員会に届け出なければならない。

2 校長は前項の計画に基づき毎年度二回以上防火訓練を実施しなければならない。

3 第一項の防火計画には少くとも次の事項を規定しなければならない。

一 防火組織に関する事項

二 生徒の避難に関する事項

三 防火設備の管理保全に関する事項

四 防火訓練に関する事項

五 救護に関する事項

六 その他必要な事項

（宿直及び日直）

第四十七条 学校に、宿直又は日直を置く。

2 職員は校長の定めるところにより宿直又は日直に当る。

3 宿直員又は日直員は休日又は勤務を要しない日或は

正規の勤務時間以外の時間において学校の施設、設備書類の保管管理、外部との連絡、文書の収受等を行うものとする。

4 宿直員又は日直員の定数は各学校毎に別に定める。

5 校長は、非常変災その他特別の事由により特に宿直人員の増員を必要とする場合にはあらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。

但し、急迫の事由により事前に承認を受けなければならないときは、事後速かに承認を受けなければならない。（宿日直規定）

（通信教育）

第四十九条 高等学校で行う通信教育については、この規則に定めるものの外別に定める。

（この規則の施行に関し必要な事項）

第五十条 この規則の施行に関し必要な事項は別に教育

長が定める。

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則

00282

00281

2 教頭設置規則（昭和二十八年教育委員会規則第二号）

主事設置規則（昭和二十八年教育委員会規則第四号）

は廃止する。

3 この規則施行の際現に従前の規定によつて行われた任免、その他の手続処分等についてはそれぞれこの規則の各相当規定によつて行われたものとみなす。

公 告

歯科技工法（昭和三十年法律第六百六十八号）附則第三条

第一項の規定に基き、昭和三十一年度歯科技工士試験を次とのおり実施する。

昭和三十二年九月十日

鳥取県知事 遠藤茂

一 試験日時

1 学説試験 昭和三十二年十月九日午前九時三十

分から午後三時三十分まで

2 実地試験 昭和三十二年十月十日午前九時三十

一 試験日時

1 学説試験 昭和三十二年十月九日午前九時三十

分から午後三時三十分まで

2 実地試験 昭和三十二年十月十日午前九時三十

一 試験日時

1 学説試験 昭和三十二年十月九日午前九時三十

分から午後三時三十分まで

3 外國の歯科技工学校若しくは歯科技工士養成所を卒業した者

4 歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者

5 受験資格

6 受験願書（別記様式第一号）

7 試験手数料

8 試験手数料

9 携帯品

10 上下無歯顎石膏模型

11 外形線を前以て記入の上、咬合床及び歯堤は予め

12 パラフィンワックスで作成し、咬合平面は彎曲を

13 その都道府県名を記載した書類）ただし、他の都道

14 府県からの受験者は、その都道府県の発行した歯科

15 技工法附則第二条第二項に該当する者であることを

16 証する書類

17 写真

二 試験日時

1 学説試験

第一生命保険相互会社鳥取支社
(鳥取市元魚町二丁目三八)

2 実地試験

右に同じ

三 試験科目

1 学説試験

歯牙解剖学、有床義歯学、継続架工学、充てん学、矯正学、歯科理工学、関係法規

2 実地試験

歯科技工実技

分から午後四時まで

00284

〔四〕 上下有歯顎石膏模型

作らず平面とし、なるべく解剖的（または機能的）
咬合器に装着しておくこと。

〔三〕 〔6〕は天然歯とし、〔1〕の歯冠を予め削除し（
無帶環継続歯を作成する場合の根管及び根面形成）
〔6〕は金冠支台支形成を行い、いづれも石膏模型
に埋設して、平線咬合器に装着しておくこと。

〔六〕 歯冠彫刻用石膏棒

〔一〕 〔一〕、五センチ、長さ一〇センチの角柱二本

〔二〕 器具

彫刻刀、ワクススパチュラ、金冠鋏（曲直）石
膏スピチュラ、ラバボウル、デンチメータ、線切
削用）、金属ヤスリ、レジン用ヤスリ（レジン歯
パンチ、金属ヤスリ、レジン用ヤスリ（レジン歯
ンバイス、技工用ビンセット、金槌、鉄錘、メロツ
ト錐及びメロツトメタル（二個以上）鉛板（金属
冠圧印用）ゴムリング、モルデン、石松子（また
は歯磨粉）、ツイタテ（アルコールランプの風よ

け用）、三脚（高さ五寸）、新聞紙一枚その他受
験生が必要と認めるもの

〔一〕 その他

1 受験票は、直接受験者に郵送して交付する。
2 受験者は、試験開始の三十分前に試験場所に到着
する。

〔五〕 様式第一号

歯科技工士試験受験願

本籍

住所

勤務場所

氏

年月日生

年月日生

氏

名

殿

鳥取県知事

歯科技工士試験を受けたいので関係書類を添えて出願致
します。

〔六〕 様式第二号

履歴書

本籍

住所

氏

年月日生

学歴

賞罰

右のとおり相違ありません。

年月日

氏

名